

香川県サンポート高松交流拠点施設規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

香川県知事 浜田恵造

香川県規則第34号

香川県サンポート高松交流拠点施設規則の一部を改正する規則

香川県サンポート高松交流拠点施設規則（平成15年香川県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(使用料の免除) 第9条 知事は、国、地方公共団体又は <u>公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー</u> が利用承認又は変更承認を受けて多目的広場、大型テント広場又はアート広場を利用する場合において、サンポート高松のにぎわいの創出のため必要があると認めるときは、その使用料を免除する。	(使用料の免除) 第9条 知事は、国、地方公共団体又は <u>財団法人高松観光コンベンション・ビューロー</u> （平成6年9月27日に財団法人高松観光コンベンション・ビューローという名称で設立された法人をいう。）が利用承認又は変更承認を受けて多目的広場、大型テント広場又はアート広場を利用する場合において、サンポート高松のにぎわいの創出のため必要があると認めるときは、その使用料を免除する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。